

## 移動等円滑化取組計画書（路面電車 ソフト対策）

### I 現状の課題及び中期的な対応方針

--

### II 移動等円滑化に関する措置

#### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

#### ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすご利用のお客様への利用方法等の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各停留場及びホームページへの利用方法や連絡先の掲示。(停留場における乗降の介助)</li> <li>・改修した停留場の路線図に、バリアフリー対応の停留場の案内として車いす対応を示す「ピクト」を表示している。</li> </ul>

#### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
低床車両時刻表の周知及び運行状況の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低床車両時刻表のホームページへの掲載のほか、FAX による低床車両専用の時刻表案内サービスを実施。</li> <li>・各停留場の運行情報モニタ及びホームページに掲載している市電ナビでの低床車両の運行状況の提供。</li> </ul>

#### ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員に対する研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行に伴い、不当な差別的取扱いの禁止、及び合理的配慮の提供等についての研修を継続的に実施する。</li> </ul>

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ その他計画に関連する事項

特になし
------

注1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。